

**特別養護老人ホーム 江古田の森
長期入所サービス利用料金**

自己負担額1割の場合
【一般 第4段階】

平成30年4月1日

	サービス利用料金	1日			30日
		食事代	居住費	計	計
要介護1	694	1,500	1,970	4,164	124,920
要介護2	767			4,237	127,110
要介護3	846			4,316	129,480
要介護4	919			4,389	131,670
要介護5	992			4,462	133,860

【第3段階】

	サービス利用料金	1日			30日
		食事代 (1日の限度額)	居住費 (1日の限度額)	計	計
要介護1	694	650	1,310	2,654	79,620
要介護2	767			2,727	81,810
要介護3	846			2,806	84,180
要介護4	919			2,879	86,370
要介護5	992			2,952	88,560

【第2段階】

	サービス利用料金	1日			30日
		食事代 (1日の限度額)	居住費 (1日の限度額)	計	計
要介護1	694	390	820	1,904	57,120
要介護2	767			1,977	59,310
要介護3	846			2,056	61,680
要介護4	919			2,129	63,870
要介護5	992			2,202	66,060

自己負担額2割の場合
【一般 第4段階】

	サービス利用料金	1日			30日
		食事代	居住費	計	計
要介護1	1,387	1,500	1,970	4,857	145,710
要介護2	1,533			5,003	150,090
要介護3	1,692			5,162	154,860
要介護4	1,838			5,308	159,240
要介護5	1,984			5,454	163,620

特別養護老人ホーム 江古田の森 長期入所サービス加算利用料

＜加算利用料＞ ※該当するもののみ

	1日	30日	備考
●日常生活継続支援加算	51	1,530	6か月、12か月の新規入所者のうち、介護4・5の割合が70%以上
●夜勤職員配置加算Ⅱ	20	600	夜勤職員が配置基準より1人以上上回る場合
●看護体制加算Ⅰ	5	150	常勤の看護師を配置した場合
●看護体制加算Ⅱ	9	270	看護職員が配置基準より1人以上上回る場合
●個別機能訓練加算	13	390	日常生活を営むのに必要な機能の改善・減退防止の訓練を行った場合
●精神科療養指導加算	6	180	精神科を担当する医師の療養指導が月2回以上行われている場合
●栄養マネジメント加算	16	480	常勤の管理栄養士を1名以上配置し栄養ケア計画を作成した場合
●療養食加算	7(回/食)	630	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
●経口移行加算	31	930	経管栄養の方に経口摂取訓練を実施した場合
●経口維持加算Ⅰ	—	436	造影撮影又は内視鏡検査により著しい誤嚥が認められる場合
●経口維持加算Ⅱ	—	109	誤嚥が認められ、特別な管理を行った場合
●再入所時栄養連携加算	444	—	入所者が医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に管理栄養士が医療機関の栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する栄養調整を行った場合
●口腔機能維持管理体制加算	—	33	歯科衛生士が月1回以上介護職員へ口腔ケアの指導を実施した場合
●口腔機能維持管理加算	—	100	歯科衛生士が月2回以上入所者に口腔ケアを行った場合
●褥瘡マネジメント加算	—	11	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理を実施した場合※3ヶ月に1回を限度
●排せつ支援加算	—	109	排泄に介護を要する入所者に対し、他職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合
●介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の総単位数×83/1000×10.90の1割		
●若年性認知症利用者受入加算	120	3,600	若年性認知症利用者に対しサービス提供を行った場合
●看取り介護体制加算Ⅰ(死亡日以前4～30日)	123	—	医師が終末期と判断し、各職種が協働して本人又は家族の同意を得て施設・居家で看取りを行った場合 死亡日から遡り30日を限度
●看取り介護体制加算Ⅰ(死亡日以前2～3日)	742	—	
●看取り介護体制加算Ⅰ(死亡日)	1,396	—	
●看取り介護体制加算Ⅱ(死亡日以前4～30日)	157	—	医師が終末期と判断し、各職種が協働して本人又は家族の同意を得て施設・居家で看取りを行った場合 ※配置医師による対応又はその他の医師による往診など24時間診療可能な体制を整えた場合施設内で死亡した場合に限り算定 死亡日から遡り30日を限度
●看取り介護体制加算Ⅱ(死亡日以前2～3日)	742	—	
●看取り介護体制加算Ⅱ(死亡日)	1,723	—	
●配置医師緊急時対応加算(早朝午前6時～午前8時)	709	—	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合
●配置医師緊急時対応加算(夜間:午後6時～午後10時)		—	
●配置医師緊急時対応加算(深夜:午後10時～午前6時)		1,417	
●退所前訪問相談援助加算	498	—	退所に先立ち、退所後のサービス利用等の相談援助を行った場合
●退所後訪問相談援助加算	498	—	退所後30日以内に居宅を訪問し、相談援助を行った場合
●退所時相談援助加算	433	—	退所後に居宅サービス等を利用する場合に、相談援助を行い、2週間以内に各種機関に必要な情報提供を行った場合
●退所前連携加算	541	—	退所後に居宅サービス等を利用する場合に、退所に先立って各種機関に必要な情報提供を行った場合、かつそのごに各種機関と連携して調整を行った場合。
●入所時初期加算	33	990	入所後30日間及び30日を越える入院後に再入所した場合
●在宅復帰支援機能加算	11	—	入所者の家族と連絡調整を行い、希望する指定居宅介護支援事業所に対して、必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている場合
●在宅・入所相互利用加算	33	—	在宅生活の継続のため、施設・在宅のケアマネジャーの連携のもとで、複数の重度者が相互に施設の同一個室を利用する場合
●認知症行動・心理症状緊急対応加	217	—	医師が在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し施設サービスを行った場合(入所日から7日を限度とする)
●外泊時費用	246	—	入院又は外泊をした場合1月につき6日を限度(月をまたぐ場合は12日間を限度)

○その他個人負担・・・理美容代、医療物品代、医療機関受診代、電話代 等

※2割負担の方は料金が2倍になります。